



# 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方へ

## 入院時の食事代の自己負担額が改定されました 国保係Tel 74-4745

入院したときの食事（生活）療養標準負担額（食事代の自己負担額）が4月から以下のとおり改定されました。

◆療養病床以外に入院したとき

区分	負担額（1食につき）	
	3月まで	4月1日から
住民税課税世帯	490円	510円
指定難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちの方	280円	300円
住民税非課税世帯（非課税オ・区分Ⅱ）	230円	240円
90日を超える入院	180円	190円
住民税非課税世帯（区分Ⅰ）	110円	

◆療養病床に入院したとき（別途居住費：1日につき370円）

区分	負担額（1食につき）	
	3月まで	4月1日から
住民税課税世帯 ※一部医療機関では450円→470円	490円	510円
住民税非課税世帯	非課税オ・区分Ⅱ	230円
	区分Ⅰ	140円

▲入院医療の必要性が高い状態である場合などについては「療養病床以外に入院したとき」の食事療養費標準負担額が適用になります。

非課税オ・区分Ⅱ…国保被保険者の方は世帯主および同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合  
 後期高齢者医療保険被保険者の方は同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の場合  
 区分Ⅰ…上記の要件に該当する方で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は80万円、給与所得は10万円）を差し引いたときに0円になる方。



市HP

## 砂川市民文化祭の出場・出展者を募集します！

国砂川市民文化祭実行委員会（社会教育課）Tel 74-8379

砂川市を活動拠点として文化活動をしている団体の皆さんが日ごろの成果を披露する「砂川市民文化祭」を開催します。舞台発表や作品展示に参加して、皆さんで楽しみませんか？

第1回実行委員会を以下のとおり開催しますので、出場・出展をご希望の団体はお集まりください。また、活動はしていないけれど市民文化祭に興味があるという方や、どんな内容を話しているのか気になるという方は、傍聴のみの参加も可能ですので、この機会にぜひ申し込みください。

- とき 6月3日(火) 18:00～
- ところ 公民館4階 大会議室
- 申込 上記へお問い合わせください。

